

(見直し後の罰則規定 (案))

	違反事項	罰則
命令違反	○土砂基準に適合しない埋立て等が行われているおそれがある場合の停止又は措置命令に違反した者 (条例第 8 条第 2 項) ○土砂基準に適合しない埋立て等が確認された場合の撤去又は措置命令に違反した者 (条例第 8 条第 3 項)	2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
無許可等の埋立て	○許可 (条例第 9 条) を受けて埋立て等を行った者 ○許可 (条例第 15 条第 1 項) を受けて許可を要する変更を行った者 ○承認 (条例第 25 条第 1 項) を受けて、許可の地位を承継し、埋立て等を行った者	
虚偽等による許可等の取得	○虚偽や不正な手段により ・許可 (条例第 9 条) を受けた者 ・許可 (条例第 15 条第 1 項) を受けた者 ・許可の地位承継の承認 (条例第 25 条第 1 項) を受けた者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
措置命令違反 (災害防止措置)	○災害防止等のための命令 (条例第 26 条第 1 項～4 項) に違反した者	
措置命令違反 (排水の水質基準不適合)	○排水の水質基準に適合しなかった場合の命令 (条例第 26 条第 5 項) に違反した者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
土地所有者への命令違反	○条例第 10 条による同意をした土地所有者が当該同意に係る埋立て等の施工状況の定期確認をしなかった場合に発せられる命令 (条例第 29 条第 2 項) に違反した者	6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
搬入禁止違反	○搬入禁止区域に土砂等を搬入した者 (条例第 31 条)	50 万円以下の罰金
搬入の報告義務違反	○搬入土砂等の発生源の確認と汚染のおそれの確認の報告 (条例第 18 条第 2 項) を行わなかった者、又は虚偽の報告をした者	
土砂等管理台帳義務違反	○土砂等管理台帳 (条例第 19 条) を作成しなかった者 ○土砂等管理台帳に必要な記載をしなかった者 ○土砂等管理台帳に虚偽の記載をした者	50 万円以下の罰金
使用土砂量報告義務違反	○使用された土砂等の量の報告 (条例第 20 条) を行わなかった者 ○使用された土砂等の量について虚偽の報告をした者	
水質調査及び土壌調査報告義務違反	○排水水質調査 (条例第 21 条第 1 項又は第 2 項) を行わなかった者 ○水質調査結果報告 (条例第 21 条第 1 項～3 項) を行わなかった者 ○ 土壌調査結果報告 (条例●条) を行わなかった者 ○水質調査結果及び土壌調査結果について虚偽の報告をした者	30 万円以下の罰金
標識及び境界標設置義務違反	○標識 (条例第 22 条第 1 項) を掲示しなかった者 ○境界標 (条例第 22 条第 2 項) を設置しなかった者	
報告義務違反	○県の求める報告 (条例第 33 条第 1 項) をせず埋立て等を行っている者 ○虚偽の報告をした埋立て等を行っている者	30 万円以下の罰金
立入検査の拒否・妨害・忌避等	○県による立入検査、物件の収去、質問 (条例第 33 条第 1 項) を拒否、妨害、忌避した者	
届出義務違反	○次の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・ (新設の) 届出 (条例第●条) ・軽微な変更の届出 (条例第 15 条第 5 項) ・埋立て等の着手の届出 (条例第 17 条) ・完了、廃止 (休止)、再開の届出 (条例第 24 条第 1 項)	30 万円以下の罰金
関係書類保存義務違反	○土砂等管理台帳及び県に提出した書類の写しの保存 (条例第 23 条) をしなかった者	

は届出制度でも罰則を想定している項目